

議案 第19号

三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに  
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方  
法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域  
密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定  
める条例（平成25年3月三宅町条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定するものとする。

平成30年 3月 6日提出  
三宅町長 森田浩司

三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに  
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方  
法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域  
密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定  
める条例（平成25年3月三宅町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「(ユニット型指定地域  
密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット  
型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を  
加え、「3人以下とする」を「3人以下とし、」に改め、その下に「ユニット型指定地域  
密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護  
老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者  
の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。」を加える。

第44条第6項表中「診療所であるものに限る。」の下に「又は介護医療院」を加え  
る。

第45条第3項中「介護保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第46条中「介護保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第60条第3項中「介護保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第72条第2項中「介護保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第73条中「介護保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るた  
め、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催する  
とともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従事者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること

第83条第3項中「介護保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス  
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第14号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護 (以下「<u>指定介護予防認知症対応型通所介護</u>」といふ。)の事業は、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者(以下「<u>単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者</u>」といふ。)が当該事業を行う事業所(以下「<u>単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所</u>」といふ。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略) 2～7 (略)</p>	<p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護 (以下「<u>指定介護予防認知症対応型通所介護</u>」といふ。)の事業は、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者(以下「<u>単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者</u>」といふ。)が当該事業を行う事業所(以下「<u>単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所</u>」といふ。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略) 2～7 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（<u>指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。</u>）においては施設ごとに1日当たり<u>3人以下</u>とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり<u>12人以下</u>となる数とする。</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり<u>3人以下</u>とする。</p>
2 (略)	2 (略)
(従業者の員数等)	(従業者の員数等)
第44条 (略)	第44条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

改 正 案			現 行		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師
7~13(略) (管理者) 第45条(略) 2(略) 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。			7~13(略) (管理者) 第45条(略) 2(略) 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。		

改 正 案	現 行
(指定介護予防小規模多機能居宅介護事業者の代表者)	(指定介護予防小規模多機能居宅介護事業者の代表者)
<p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第46条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第46条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
(協力医療機関等)	(協力医療機関等)
第60条(略)	第60条(略)
2(略)	2(略)
3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
(管理者)	(管理者)
第72条(略)	第72条(略)
2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

改 正 案	現 行
(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)	(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)
第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
(身体的拘束等の禁止)	(身体的拘束等の禁止)
第78条 (略)	第78条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護従事者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること	
(協力医療機関等)	(協力医療機関等)
第83条 (略)	第83条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

